

## ふるさと納税を活用した医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業の拡充について

### 1. 主旨

区では、医療的ケア児等を育てる世帯への支援のため、既存の福祉サービスにはない支援策として「医療的ケア児ときょうだいにキャンプを贈ろう！」の寄附募集を令和元年10月より行い、令和2年度中の企画実施を予定している。

この取組みを継続しながら、医療的ケア児等を育てる世帯に災害時の安心を届ける支援策を、ふるさと納税G C F（ガバメント・クラウド・ファンディング）を活用し、令和2年10月より寄附募集を開始する。

### 2. 現状と課題

- 医療的ケア児の多くは、人工呼吸器、吸引器等の電動式の医療機器を常時在宅で使用しており、地震や台風などの自然災害による停電の際に、電源の確保が大きな課題となっている。医療的ケア児等世帯は、非常時に備えて小型バッテリー（5～6時間程度の予備電源）の購入などしているが、長時間の停電には対応できない。
- 災害時に避難する場合、多くの医療的ケア児は、車いすで医療機器を持ち運ぶ必要があり、保護者のみで避難させることは難しいが、日常的に介護や医療的ケアに追われており、災害時に備えて、近隣やボランティア等との協力関係を築くことが難しい状況にある。
- 新型コロナウイルス感染拡大後、災害時避難での感染対策が重要となっており、医療的ケア児等世帯にとっては、在宅避難を含めた多様な避難を想定しておくことが、これまで以上に求められている。

### 3. 目的

地域で暮らす医療的ケア児等世帯のために災害時の支援体制を構築し、「共助」の支援体制モデルとなる取組みを支援することにより、医療的ケア児等世帯の安心確保と生活の質の向上を図る。

### 4. 補助事業について

#### (1) 概要

医療的ケア児等世帯の災害時に備え、適切な支援体制を構築することができると思われる事業者（障害児通所施設や短期入所施設等）に対して、電源機器など災害時に必要な物品等の購入、訓練協力者への謝礼など、必要な費用を補助する。（ふるさと納税G C Fを活用）

## 本事業における支援体制モデル

- ・災害時に備え、近隣やボランティア等との協力による支援体制を構築する。
- ・医療的ケア児等世帯が、在宅避難を含め状況に応じた避難生活を継続するために必要な電源機器などの物品を備える。
- ・連絡用アプリ等による安否確認や相互連絡の仕組みを作る。



### (2) 補助事業者

医療的ケア児等世帯の災害時に備え、適切な支援体制を構築することができると思われる事業者

\*主に障害児通所施設や短期入所施設等の小規模な福祉施設などを運営する事業者からの提案を募集する。区は、事業者からの企画提案を受け、審査委員会による審査を経て補助事業者を決定する。

### (3) 補助対象経費

- ① 災害時のために事業所に備えておく物品等の購入費用（例：大型バッテリーや自動車用インバーター、階段用の担架、消毒用エタノール、水など）
- ② 訓練協力者への謝礼、災害勉強会の講師謝礼 等

### (4) 対象とする医療的ケア児等

区内在住の、①重症心身障害児（\*）であって医療的ケアの必要な児童だけでなく、②重症心身障害児でない医療的ケアの必要な児童、③重症心身障害児だが医療的ケアの必要ない児童も対象

\*重症心身障害児：重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童

ふるさと納税を活用した医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業の拡充のため、対象者は「医療的ケア児ときょうだいにキャンプを贈ろう！」と同様

	重症心身障害である	重症心身障害でない
医療的ケアあり	①	②
医療的ケアなし	③	対象外

## 5. 実施期間

令和3年度から2年間（5か所×2か年）

実施状況等について世田谷区医療的ケア連絡協議会に報告し、より有効な支援策や取組みの継続等について意見をいただく。

## 6. 寄附募集と記念品等

寄附受付：ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」及び区窓口

記念品：障害者施設自主生産品等（区外の方で寄附額3万円以上）

周知方法：区のおしらせ「せたがや」、世田谷区ホームページ

ふれあいフェスタ等イベントでのPR

\*令和3年度実施分として、1事業70万円上限×5か所の計350万円を寄附目標額とする。

## 7. 概算経費

事業費 4,836千円

内訳 補助金 3,500千円

事務費 1,336千円（審査委員報酬、報告書作成費等）

財源 補助金：ふるさと納税による寄附で財源を確保することを基本とし、世田谷区地域保健福祉等推進基金の活用も図る。

事務費：一般財源

## 8. 今後のスケジュール（予定）

令和2年10月 区民周知、寄附受付開始

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」掲載

令和3年 5月 事業者審査

6月以降 事業者による企画実施